

## 複数事業所協働体制の構築に係る要件

### (1)体制要件

次の(a)～(c)の要件をいずれも満たしていること。

(a)協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

(b)機能強化型サービス利用支援費に係る要件を満たしていることについて、協定を締結した事業所間において、定期的(月1回)に確認が実施されていること。

(c)原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

### (2)事業所要件

次の(a)または(b)の要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村または同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

(a)一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規定において、地域生活支援拠点等であることを市町村より位置付けられていることを定めていること。

(b)地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保する(\*1)とともに、協議会に定期的に参画している(\*2)こと。

\*1 拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制および緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

\*2 協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

### (3)人員配置要件(各事業所)

当該指定特定相談支援事業所および一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

#### 備考 事業所要件 (b) の具体的な取り扱いについて

(1) 拠点関係機関との連携体制の確保について、下記のいずれも満たすこと

- ① 地域生活支援拠点等から支援依頼があった障害児者について、必要に応じて計画相談支援・障害児相談支援等により支援を行うこと。
- ② 前項の障害児者について、地域生活支援拠点や他の関係機関と適宜支援方針や具体的な介入方法等について協議を行うとともに、緊急時を見据えた対応や連絡体制を確保すること。
- ③ その他、地域生活支援拠点等からの要請に応じ、拠点関係機関との連携体制の強化に資する取組みに参画すること。

これらに応じることについて、拠点関係機関と確認書を取り交わしてください  
(確認書の取り交わしについては、「手続きの流れ」の項目をご参照ください)

(2) 協議会への定期的な参画について、下記のいずれも満たすこと

- ① 区障害者自立支援協議会の会議体（相談支援事業所等連絡会、実務者ネットワーク会議等）に定期的（概ね月1回以上）に参加すること。
- ② 区障害者自立支援協議会（運営会議）の要請に応じて、各会議体の運営等に必要な協力を行うこと（例：運営会議の構成員として参加、事例検討における個別事例の報告、グループワークのファシリテーター、地域課題の把握等に係る調査等）。

これらに応じることについて、事業所が所在する区の自立支援協議会と  
確認書を取り交わしてください  
(確認書の取り交わしについては、「手続きの流れ」の項目をご参照ください)